

橋本自治基本条例策定委員会小委員会としての
議論のまとめ
(小委員会案)

2017年9月29日

橋本市自治基本条例策定委員会小委員会

【1】議論の経過と前提

橋本市自治基本条例策定委員会の決定に基づき、策定にかかる条文・章立て等の検討を目的に小委員会が設置された。これまで4回の委員会議論、メールでの議論を踏まえ、小委員会としての議論をまとめ、策定委員会に提言する。このまとめを踏まえて、本委員会での議論が進むことを期待する。

なお、まとめの視座は、下記の通りである。

<まとめに関する視座>

- ①橋本市自治基本条例策定委員会・三役の決定により、報告は「骨子」「キーワード」で報告する
- ②意見が分かれた論点については、両論併記とする
- ③「前文」については各委員からの具体的な提案を資料として添付しつつ、小委員長がキーワードを抽象的にグルーピングしたものを掲載する
- ④「章立て」については、第一回策定委員会資料・条例マトリックス（全体）をベースに議論したが、本小委員会では「市民」が関わる章、論点について集中的に議論を行った。

【2】本まとめの目次

第一章 「前文」に関して

第二章 「章立て・論点」について

第三章 「条例の名称・愛称」について

第四章 本委員会で集中的に議論してほしい論点

資 料① 小委員会委員提出資料

資 料② 小委員会レジメ・会議録

第一章 前文について

<1>方向性および論点について

- ①条例全体における「基本原理」「理想」を抽象的に規定すること。短くてもピリッとした前文
- ②橋本市らしさ、橋本市が目指す方向性を盛り込んでいく
- ③条例の付則では、理念を詩に落とし込み、歌にして市民に拡げていく

<2>前文に盛り込むキーワード

①「(市民の) 自治」「責任」「自立」「愛着」

- ・「対行政」「行政はサービス」という意識を押しつけがましくなく、打ち砕くような表現
- ・条例制定を機に、これまでの自治のあり方を踏まえつつ、新しい「自治」像を打ち出すこと。そのためには「reborn (生まれ変わり・再生)」というキーワードはどうか
- ・「自利利他」、「情けは人のためならず (行いはまわりまわって自分に還るもの)」の精神で、まわりの人々の幸せを考えることが出来る市民とまち
- ・なりゆき任せの客体から、歴史を綴る主体としての市民。「自分ごと化」「考える」「見て見ぬふりしない」
- ・すべての人が差別されず、お互いに支え合い、安心して生活できるまち。そのために市民が自治の主体、市政の主権者であることを今一度自覚し、自らの責任に基づいて決定し、主体的に行動するまち。
- ・市民としての責任であると同時に、主体的に関われる権利でもあり、喜びでもある
- ・多くの人が、地域に愛着を感じる事が出来るまちをつくる
- ・まちづくりは手を加えないと出来ないことを認識する

②「協働」「連帯」

- ・市民や組織が明確な意識を持って提案、実行をした時には、行政も共に考え、寄り添い支援できるようにすること。コストカットや財政難の言い訳の「協働」は協働ではない
- ・住民の意見を吸い上げやすい環境と共に、市民・行政・みんなで自分たちがやらねばならないことを率先して協力する環境づくり
- ・まちの歴史、文化、意思決定、行政情報（コストなど）について、市民は誰でも知ることが出来る環境づくり
- ・市民同士も真の自治のために「連帯」をする必要があること。分断・対立より、信頼関係に基づく、連帯・協働へ

③「育て続ける」「次世代へのつなぎ」「持続可能性」

- ・地域力や自治は、誰かが与えてくれるものではなく、自分たちで、みんなと力を合わせて築いていくものであるということ
- ・次世代に引き継いでいける持続可能なまち

④橋本市が抱えるこれからの「地域課題」と「未来」

- ・「人口減少・高齢化」という大きな社会変動・地殻変動を踏まえ、変わらぬ恵みや豊かな生活を育むためにこの条例があるということ
- ・橋本市の「未来」に“自信と誇りと満足”を

⑤橋本市の「歴史」「自然」の恵み

- ・橋本が培ってきた歴史（紀の川と共に育まれた自然環境）（橋本の由来→紀の川に橋を架け常夜灯が設置された交通の要所→これからもいろんなところを「繋ぐ」懸け橋としての役割）
- ・紀の川があり豊かな自然と共存出来るところ

⑥「個性の尊重」「多様性」「人権」

- ・個性を認め合い、それぞれの力を活かしあえるまち
- ・平和を願い、ひとりひとりの命の尊さや人間の尊厳を認識し、すべての人権を尊重する豊かであたたかなまち
- ・一人一人が彩り豊かな生活を送ること

第二章 「章立て・論点」について

①「総則」の章について

<方向性・論点について>

- ・橋本市における自治の原則を市民側から謳いあげる
- ・「自治」や「協働」の基本理念をここで謳う
- ・財政カットの口実としての自治ではないこと
- ・「自分たちでやる」という自治意識・課題意識を啓発できるような文言
- ・「公共の福祉」「公序良俗」規定を盛り込む必要性

<キーワード>

- ・「貢献社会」
- ・「協働」
- ・「自治」

②「市民」の章

<方向性・論点について>

- ・(性善説、性悪説がある中で) 市民を積極的な主体としても位置付ける
- ・市民とは誰かを検討、定義する必要がある。特に外国人をどうするのか
 - 市民に外国人を入れないとなると、市に住む・住所ある法人という定義になる。となれば、外の人間(幅広い意味)は主体になれないのか
 - 市民と住民を分けて、主体として関わる「市民」と住民投票に参加できる「住民」を分ける議論がある
 - ⇒ 1) 市民に外国人を定義しない
 - 2) 市民と住民を分け、前者に外国人は含むが、後者には含まない(住民投票に関する詳細は別条例などで検討する)
 - 3) 市民に外国人も定義する

<キーワード>

- ・具体的な言葉はなし

③「市議会」の章について

<方向性・論点について>

- ・市民にとって「議会や議員」はどうあってほしいのか、を謳う
- ・議会基本条例との関係性

<キーワード>

- ・具体的な言葉はなし

④「市長及び職員」の章について

<方向性・論点について>

- ・市民にとって「市長・職員」はどうあってほしいのか、を謳う

<キーワード>

- ・具体的な言葉はなし

⑤「地域づくり」の章について

<方向性・論点について>

- ・本章の名称については「市民自治活動」「(地域主体の) まちづくり／地域づくり」の概念を包括する表現とする
- ・新しい公共の主体として、自治の担い手・公共サービスの提供が出来るなど、積極的な市民の位置づけを行う
- ・市民が「やりたい」とやる気になったときに、制度・仕組み・お金の面で支援できる規定を盛り込む
- ・地域づくりやまちづくりの主体は多様であり、ルートも複数あった方が多面的な展開が可能となる。これを担保できる章にする
- ・区の単位よりも広い小学校区単位、あるいは公民館区単位で多様な組織、多様な世代が入った受け皿組織
- ・テーマに基づく組織も
- ・9区(109)、8公民館、15小学校、5中学校など、主体によってエリアの違いがある。今後は活動拠点をベースとしつつ、出来る限り統一させることが望ましい
- ・市民提案を柔軟に実施できる規定なども

<キーワード>

- ・財政支援については、名張条例34条を参考にしてはどうかという意見。
→例えば、「市は、地域づくり組織の意向により、事務事業の一部を当該組織に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。」というような文言

⑥「市民参画・協働」の章について

<方向性・論点について>

- ・「参画・協働」理念はここではなく、むしろ前文や総則で謳うことが重要である
- ・住民投票については、間接民主主義制度の中での位置づけを整理する必要がある。住民投票の結果は尊重され

- ・るものなのか、意思表示（意向調査）なのか、拘束力をもつのか
- ・住民投票になじむものとなじまないものをどう決定するのか
- ・住民投票における外国人の取扱いについて（※市民定義の章での論点）
- ・この条例の制定で市民参画、意思決定のルートが多様になる（選択肢が増える）ことが無ければ、そもそも条例自体の意味が無くなってしまう
- ・市民提案を柔軟にできる仕組みづくりも

<キーワード>

- ・具体的な言葉は無し

⑦「市政運営」の章について

<方向性・論点について>

- ・事業の政策決定過程から知らせてほしいという要望、政策決定過程への市民意見の場づくりの担保
- ・事業に関する市民参画型、常設型の「第三者評価」「レビュー」の場・機関の必要性。市民が情報収集に向けて高くアンテナが張れるような行政の情報公開とセットで担保する必要がある

<キーワード>

具体的な言葉は無し

⑧「国・県・他の市町村との関係」の章について

<方向性・論点>

- ・県と市の間で認識の差があるので、連携は強く謳いこむほうが良い

<キーワード>

- ・具体的な言葉は無し

⑨「最高規範性」の章について

<方向性・論点>

- ・条例に「最高規範」と謳っていいのか。謳えるのか。最高規範性を担保できるのか？基本規範性ということになるのではないか。この点については、堀江副会長とともに議論いただきたい
- ・本「最高規範性」の章の位置づけについては議論がある
 - 独立章とするか、前文や総則で謳うのか
 - ⇒ 1) 独立章としての位置付ける
 - 2) 前文で謳う

3) 総則で謳う

<キーワード>

- ・具体的な言葉は無し

⑩「条例の検証及び見直し」の章について

<方向性・論点>

- ・条例は作って終わりではなく、動的であるもの。「育てて」「見守り続ける」ことが大切である。その見直し・検証プロセスにも市民参画で実施することを謳うことが重要である

<キーワード>

- ・章の名前を「育てる条例」とするなど

第三章「条例の名称・愛称」について

<方向性・論点>

- ・ 条例については固い名称以外に、市民が親しみやすくなるための「愛称」を付けてはどうか。
- ・ その「愛称」は公募してはどうか
- ・ 附則で詩をつくり、それを歌にして拡げる
- ・ 判りやすい“憲章”などをつくって、拡げていく

<キーワード>

- ・ まちの道しるべ
- ・ まちのいろどり
- ・ 章（しるし）

第四章 本委員会で集中的に議論してほしい論点

①橋本市における市民自治の定義

- i “橋本市”らしい自治の基本原則
- ii 財政カットの口実としての自治論ではないこと
- iii 「自分たちのまちは自分たちでつくる」という“自分ごと化”を意識・啓発すること
- iv 我々、まず2割の大人が変わるためにどうしていくのか
 - ⇒自治に邁進する大人やそれを見守る次世代が居るということを発信
 - ⇒この自治基本条例策定委員会の今後の展開（育て、見守り続ける仕組みとしての活用）

②市民の定義

- i 性善説、性悪説があるが、市民は公共サービスを担うことが出来るを積極的な主体としても位置付ける
- ii 市民とは誰かを検討、定義する必要がある。特に外国人をどうするのか。
 - 市民に外国人を入れないとなると、市に住む・住所ある法人という定義になる。となれば、外の間人（幅広い意味）は主体になれないのか
 - 市民と住民を分けて、主体として関わる「市民」と住民投票に参加できる「住民」を分ける議論がある
 - ⇒1）市民に外国人を定義しない
 - 2）市民と住民を分け、前者に外国人は含むが、後者には含まない（住民投票に関する詳細は別条例などで検討する）
 - 3）市民に外国人も定義する

③地域主体の地域づくり組織について

- i 地域づくりやまちづくりの主体は多様であり、ルートも複数あった方が多面的な展開が可能となる。これを担保できる組織をつくることのできるようにして必要性（役や行事が重なり、かつ担い手が減少する中、持続可能な組織を検討する必要性）
- ii 市民が「やりたい」とやる気になったときに、行政側も制度・仕組み・お金の面で支援方策を考える
- iii エリアの問題。9区（109）、8公民館、15小学校、5中学校など、主体によってエリアの違いがある。今後は活動拠点をベースとしつつ、出来る限り統一させることが望ましい。
 - 柔軟な統一へ。部会・支部化なども活用しながら

④市民参画方法としての住民投票について

- i この条例の制定で市民参画、意思決定のルートが多様になる（選択肢が増える）ことが無ければ意味が無く、この観点からしても住民投票は重要な手段である
- ii しかし、住民投票については、間接民主主義制度の中での位置づけを整理する必要がある。住民投票の結果は尊重されるものなのか、意思表示（意向調査）なのか、拘束力をもつのか。あるいは、住民投票になじむものとなじまないものをどう決定するのかなど
- iii 住民投票における外国人の取扱いについて（※市民定義の章での論点）
 - 市民と住民を分ける議論や住民投票は別途条例を設けることにするなど

⑤市の事業に対する市民参画型「評価・レビュー」組織の必要性

- i 現行は監査委員制度が中心となっている。事業のアウトプットやアウトカムを市民目線で評価・レビューする常設型組織の必要性
- ii 市民が情報収集に向けて高くアンテナが張れるような行政の情報公開とセットで担保する必要がある